

事案の概要

・ 事案の経緯

処理業者が昭和62年4月に設置した管理型最終処分場において、平成7年から13年にかけて許容量(約74万m³)を超過した不適切な埋め立てを行った。

・ 支障等の内容

場内汚水が遮水の不備区域から処分場外に漏出し、周辺地下水の汚染のおそれが生じている。また、急勾配に廃棄物が積み上げられ、廃棄物が崩落することにより民家や道路等に流出する危険性がある。



< 処分場概要 >

許可容量: 約74万m³
 投棄等量: 約91万m³
 面積: 約3ha

行政対応・責任追及

・ 行政対応

本事案を受けた行政対応検証では、当該処理業者への行政指導等に関し、迅速かつ効果的な対応が図られるべきであった等の指摘があり、本市としては、専従機動班の設置等による指導体制の充実や指導基準の全面改定等を行った。

・ 責任追及

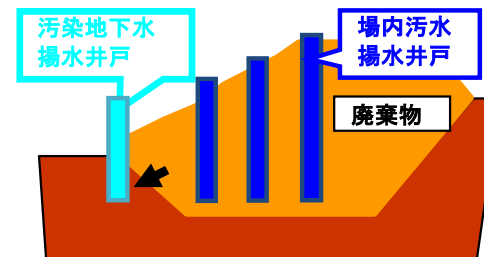
引き続き当該処理業者等に対して費用求償していくとともに、排出事業者に対しても調査し、責任追及を行う。

対策工の概要

事業主体：横浜市

① 地下水等の汚染防止対策

処分場内に汚水揚水井戸の設置により汚水の漏出を抑制し、汚染地下水揚水井戸の設置により地下水の汚染拡散防止を行う。平成30年度より、汚水等のホウ素処理を実施する。



概要図



ホウ素吸着塔 (カートリッジ式)

② 廃棄物崩落、飛散防止対策

擁壁を設置し、急傾斜部分を安定勾配に整形・覆土することにより、廃棄物の崩落・飛散を防止する。



廃棄物崩落、飛散防止対策完了状況

スケジュール・費用

	H29	H30	...	R4
① 地下水等の汚染防止対策	(令和4年度事業完了)			
② 廃棄物崩落、飛散防止対策	(平成26年度事業完了)			

総事業費：平成20年度～令和4年度 約58億円